

ガス業界におけるサイバーセキュリティ対策について

平成27年6月29日
経済産業省
商務流通保安グループ
ガス安全室

1. ガス業界におけるサイバーセキュリティ対策の現状

(1) ガイドラインの策定等

- ①「重要インフラの情報セキュリティ対策に係る行動計画」（2005年情報セキュリティ政策会議決定）に基づき、ガス業界では主要10社を構成員とする情報収集・分析の枠組みを整備。
- ②一般社団法人日本ガス協会は、「製造・供給に係る制御系システムの情報セキュリティ対策ガイドライン」^(※1)を策定している。

(※1)「製造・供給に係る制御系システムの情報セキュリティ対策ガイドライン」について

IT 障害の未然防止・早期復旧・拡大防止、再発防止を図るためのガイドライン。以下の4項目を対策の柱としている。なお、本ガイドラインは、平成18年9月策定、平成24年1月最終改訂。

- ①組織・体制及び資源の対策
- ②情報についての対策（情報の格付け、取扱い等）
- ③情報セキュリティ要件の明確化に基づく対策（アクセス制御など導入すべき機能、不正プログラムなどの脅威を防ぐために遵守すべき事項等）
- ④情報システムについての対策（入退出管理、電子計算機・アプリケーションソフトウェアの設置（導入）・運用時対策、通信回線の構築・運用時対策等）

(2) 訓練の実施等

- ①内閣サイバーセキュリティセンター^(※2)主催分野横断的演習（平成26年12月）や都市ガス分野の訓練（平成26年10月）を実施。セプターで得た知見は一般社団法人日本ガス協会会員に共有。

(※2)「内閣サイバーセキュリティセンター（NISC：National center of Incident readiness and Strategy for Cybersecurity）」について

平成12年2月、インターネットの急速な利用拡大など我が国社会や国民生活のIT化が進展する中で、不正アクセス事案の発生やコンピュータウイルスの蔓延など情報セキュリティに関わる問題への危機感の高まりを受け、官民における情報セキュリティ対策の推進に係る企画及び立案並びに総合調整を行うため、内閣官房に「情報セキュリティ対策推進室」が設置され、平成17年4月には、「情報セキュリティ問題に取り組む政府の役割・機能の見直しに向けて」（平成16年12月7日IT戦略本部決定）に基づき、情報セキュリティ対策推進室を強化・発展させ、内閣官房に「情報セキュリティセンター（NISC）」が設置された。

- ②「製造・供給に係る制御系システムの情報セキュリティ対策ガイドライン」に基づき、主要ガス事業者（10社）は社内規程を定め、情報セキュリティ対策を講じている。また、その他のガス事業者も、それぞれの者が有する事業形態や情報システムの形態に応じた情報セキュリティ対策を講じている。

2. 今後の予定

ガス事業者における情報セキュリティ対策の維持・向上を図るため、内閣サイバーセキュリティセンター主催の分野横断的演習や都市ガス分野の訓練の実施、日本ガス協会が策定している「製造・供給に係る制御系システムの情報セキュリティ対策ガイドライン」の見直しなどを行っていく予定。